

産後骨盤集中ダイエット(12回コース)サービス契約約款

第1条 (総則)

- お客様（以下「甲」）は、当サロン（以下「乙」）の提供する産後骨盤集中ダイエット(12回コース)（以下「本サービス」）を受けるにあたり、乙の定める本約款及び産後骨盤集中ダイエット(12回コース)サービス契約書（概要書面を含み、以下「本契約書」）記載の内容を十分に確認、理解し、その内容のすべてに同意した上で、乙に対し、自らの意思でその申込みを行うものとします。なお、当該申込みに対して乙が承諾した時点をもって甲乙間で産後骨盤集中ダイエット(12回コース)サービス契約（以下「本契約」）が成立するものとします。
- 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合、前項の承諾を行わないことがあります。また、本契約成立後も次の各号の一に該当する事実が発覚した場合、その承諾を取り消し、または本契約を解除することがあります。その場合、甲による不知、誤認、虚偽の告知または不告知に起因して甲に損害が発生しても乙はその責を負わないことを甲は予め承るものとします。
 - 暴力団、暴力団関係企業又はその関係者、その他反社会的勢力である場合
 - 伝染病等の他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する場合
 - 心臓病等の心疾患等本サービスを受けるに不適切である疾病を有する場合
 - 本契約又は付随する書面に虚偽の記載があった場合
 - 乙に損害を与えること、又はこれに準ずることを目的として、本契約を締結し、あるいはクーリングオフをした場合
 - その他、本サービスの利用者として不適当だと乙が認める場合
- 甲が未成年者の場合は、親権者の同意を要するものとし、本契約書所定の欄に親権者の同意を表する署名の上、申し込みを行うものとします。
- 甲が本サービスの支払いにクレジットカードを利用する場合、甲と信販会社間の立替払い契約が成立しないときは、本契約も成立しないものとします。

第2条 (本サービス)

- 乙は、甲に対し、乙のサービスメニューから甲が自らの意思で選択したサービスを、本契約書記載の料金・回数・施術時間により提供します。
- 乙は、本サービスに付随して必要となる関連商品の販売を行う場合には、その商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。
- 乙は、甲に提供するサービスの記録を作成し、その記録を常備し、保管するものとします。

第3条 (支払)

甲が乙に支払う本サービスの対価の支払い方法は、現金支払い・振込・クレジットカード等の中から甲乙が合意した方法によるものとします。なお、乙は、甲の支払いが遅れた場合は、甲に対し年5%の利率による遅延損害金を併せて請求することができるものとします。

第4条 (契約期間)

本契約の契約期間は、本契約書記載のとおりとします。但し、当該期間は、甲乙の合意により延長できるものとします。

第5条 (事前確認等)

- 乙は、本サービスを提供するに際し、事前に甲に対し本サービスの提供を受けるにつき身体的に障害となる事由の有無を、聴取確認するものとします。
- 甲は、本サービスの提供期間中に、身体に違和感があり、または異常が生じたときは、直ちに乙に対しその旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちに本サービスの提供を中止するものとし、甲に対し、医師や医療機関を紹介し診断を促す等の適切な処置を講ずるものとします。
- 前二項による甲の虚偽の告知または不告知に基づく甲の損害や不利益について、乙はその責を負わないことを甲は予め承るものとします。

第6条 (クーリングオフ)

- 甲は、本契約書の交付を受けた日から起算して8日以内であれば、書面により、本契約を解除（クーリングオフ）することができます。
- クーリングオフにつき乙の事実と異なる説明により甲が誤認し、または乙の威迫により甲が困惑したため前項の期間が経過してしまった場合、当該誤認・困惑が解消するまでその期間は延長されるものとします。
- 本契約書記載の関連商品についても本条項の定めに従い、クーリングオフの対象となります。但し、当該商品を開封し、またはその全部もしくは一部を消費・使用したとき（乙が甲に当該商品を消費・使用させた場合を除く）は、その限りではないこととします。

第7条 (クーリングオフの効力)

前条のクーリングオフは、甲が当該書面を、乙宛てに発信した時に、その効力を生じるものとします。なお、甲がクレジットカードにより支払った契約の場合は、直ちに信販会社にも書面により通知するものとします。

【クーリングオフ通知の文例】

貴サロンとの間で〇〇〇〇年〇月〇日付け締結の産後骨盤集中ダイエット(12回コース)サービス契約について、申し込みをクーリングオフするので通知します。

〇〇〇〇年〇月〇日

住所

氏名

印

第8条 (クーリングオフによる解除後の措置)

前二条による契約解除については、解約損料及び利用したサービスの対価は不要とし、乙は、甲から受領した料金があれば速やかに甲に返還するものとします。なお、返還する際の振込等の費用は乙が負担するものとします。

第9条 (解約)

- クーリングオフの期間を経過した場合でも、甲は乙に申し出ることにより本契約を中途解約することができます。この場合、甲は、乙に対し、解約損料として、契約残高の10%または2万円のいずれか低い方の金額を支払うものとします。
- 本契約書記載の関連商品についても、前項による解約ができるものとします。但し、第6条第3項但し書きのときは、その限りではないこととします。
- 甲が中途解約した契約内容につき、指定の施術を満了することを前提条件で実施しているキャンペーンやサービス商品であった場合は、実費にて精算されるものとします。

第10条 (解約後の措置)

- 甲が、前条により契約を中途解約した場合、乙は、すでに受領している料金のうち、次の算式によって算出した精算金を、解約日から1ヶ月以内に甲に返還するものとします。ただし、精算金が支払総額を超える場合、甲は乙に対しその不足分を支払うこととします。

〔算式〕

精算金 = 支払総額 - (1回当たりの料金 × 利用回数) - 解約損料 - (関連商品価額 - 通常の使用料相当額) - (キャンペーン・サービス相当額 ×)
支払総額には入会金も含まれるものとします。なお、*は、キャンペーン・サービスがある場合に限りです。

クレジットの精算は、クレジット会社所定の方法によるものとします。

- 甲の中途解約が、サロンの住所変更等の乙の都合により甲がサービスを受けることが著しく困難になったことに起因するものである場合には、前項の精算金の算出につき、解約損料を控除しないものとします。
- 甲は、乙が信販会社の請求により精算上必要な範囲において甲の利用回数を信販会社に通知することがあることを承諾するものとします。

第11条 (乙による解除)

- 乙は、甲が本契約に違反した場合、相当の期間を定めて是正を催告し、当該期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができるものとします。
- 前項に拘わらず、乙は甲が第1条第2項各号の一に該当し、またはその恐れがあると認められるとき、もしくは支払日を経過したにも拘わらず支払いがない等の甲が乙との間の信頼関係を破壊する様な行為を行ったときは、催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除できるものとします。なお、これにより本契約が解除された場合、甲は乙に対する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、その債務の全額を直ちに弁済しなければならぬものとします。
- 前二項の乙による解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとします。

第12条 (不可抗力)

天災地変、法令の制定および改廃、公権力による命令および処分、争議行為、重大な疫病、戦争、暴動、内乱、輸送機関や通信回線等の事故その他の両当事者の責に帰することができない不可抗力事由による本契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとします。

第13条 (協議解決)

本契約に定めのない事項、または本契約に定める事項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し処理解決するものとします。

附則 2023年1月6日制定・施行